（母子保健法施行令の一部改正）

第九条　母子保健法施行令（昭和四十年政令第三百八十五号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを「（国又は都道府県の費用の負担）」に改め、同条中「第二十一条の三」を「第二十一条の二又は第二十一条の三」に、「国」を「都道府県又は国」に改める。

（地方自治法施行令の一部改正）

第十条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第百七十四条の二十八第一項中「身体障害者福祉司」という。）の設置」の下に「、同法第十二条の三第二項の規定による相談援助の委託」を加える。

第百七十四条の三十の三第一項中「及び同法第十三条第一項」を「、同法第十三条第一項」に改め、「知的障害者福祉司」という。）の設置」の下に「及び同法第十五条の二第二項の規定による相談援助の委託」を加える。

第百七十四条の四十九の四第一項中「身体障害者福祉司の設置」の下に「、同法第十二条の三第二項の規定による相談援助の委託」を加える。

第百七十四条の四十九の八第一項中「及び同法第十三条第一項」を「、同法第十三条第一項」に改め、「知的障害者福祉司の設置」の下に「及び同法第十五条の二第二項の規定による相談援助の委託」を加える。

第十一条　地方自治法施行令の一部を次のように改正する。

別表第一薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）の項を次のように改める。

薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）	一　第四条第二項（第四条第二項において読み替えて適用される同条第一項、第五条第四項において読み替えて適用される同条第二項、第六条第五項において読み替えて適用される同条第四項、第七条第二項において読み替えて適用される同条第一項、第八条第二項において読み替えて適用される同条第一項、第十一条第二項において読み替えて適用される同条第一項、第十二条第四項において読み替えて適用される同条第二項及び第十三条第五項において読み替えて適用される同条第四項並びに第十四条第二項において読み替えて適用される同条第一項、第十五条第二項において読み替えて適用される同条第一項、第十九条第二項において読み替えて適用される同条第一項、第三十六条第四項において読み替えて適用される同条第一項及び第二項並びに第八十条第一項の規定により保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務

（登録免許税法施行令の一部改正）

第十二条　登録免許税法施行令（昭和四十二年政令第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項を次のように改める。

法別表第一第七十七号㈠に規定する政令で定めるものは、薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第十二条第一項（製造販売業の許可）又は同法第八十三条第一項（動物用医薬品等）の規定により読み替えて適用する同法第十二条第一項の許可で、薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）第八十条第一項（都道府県等が処理する事務）の規定により同条第四項に規定する都道府県知事等（次項において「都道府県知事等」という。）が行うこととされる事務（同条第一項第一号に係るものに限る。）又は同令第八十三条（動物用医薬品等）の規定により読み替えて適用する同令第八十条第一項の規定若しくは同条第二項の規定により都道府県知事が行うこととされる事務（同条第一項第一号又は第二項第一号に係るものに限る。）に係るもの以外のものとする。

第十五条第二項各号中「第八十条第一項又は第二項」を「第八十条第一項の規定により都道府県知事等が行うこととされる事務（同項第二号に係るものに限る。）又は同条第二項」に、「同条第一項第二号又は第二項第三号」を「同項第三号」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第八条、第九条、第十一条及び第十二条の規定並びに附則第六条の規定は、平成二十五年四月一日から施行する。

（食品衛生法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第四条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、同条の規定による改正後の食品衛生法施行令第八条第一項の規定に基づく都道府県、保健所を設置する市（地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第一項の規定に基づく政令で定める市をいう。以下同じ。）又は特別区の条例が制定施行されるまでの間は、同令第八条第二項に規定する厚生労働省令で定める基準は、当該都道府県、保健所を設置する市又は特別区の条例で定める基準とみなす。

（理容師法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第五条の規定の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、同条の規定による改正後の理容師法施行令第四条第三号の規定に基づく保健所を設置する市又は特別区の条例が制定施行されるまでの間は、当該保健所を設置する市又は特別区の属する都道府県が同号の規定に基づき条例で定める場合は、当該保健所を設置する市又は特別区が同号の規定に基づき条例で定める場合とみなす。